東洋史研究

第二十巻 第三號 昭和三十六年十二月 發行

明代華北における銀差成立の一研究

——山東の門銀成立を中心にして——

谷口規矩雄

目次

一 はしがき
二 明代徭役制度の概觀
三 山東における均徭法について
四 山東における銀差の成立
五 山東における銀差の内容的特徴
六 むすび

一 はしがき

明代の役法＝徭役制度に關する研究はかなり早くから行われており、數多くの成果を生み出している。しかしその多くは里甲制をめぐる研究[1]であって、里甲正役以外の雜役については必ずしも十分に研究が進んでいるとはいい難い。ただ先

年發表された山根氏の論文[2]は、均徭法を中心に、雜役の内容と、その變遷とを全面的に究明された勞作であり、岩見氏は特に均徭における銀差の成立を、山根氏の說を批判しつつ論じられた[3]。

しかしながら、兩氏の研究は江南地方の史料を中心にしての研究であって、徭役の面でも中國各地方の地域的差異を具體的に明らかにするとともに、その性格を合理的に解明するにはなお今後の研究が必要と思われる。

上記二氏の研究に照らしても、明代華北の徭役に關してなお若干の特色が認められる。本稿は特に山東省を中心に、雜役の面に現れた華北の特質を明らかにすることが目的であり、一般に後進地帶といわれる華北の農民生活の特質を解明するための一手掛りを得ようとするものである。しかし江南地方の研究に比して、華北の研究は史料的制約を免れ難い現狀であり、本稿はそのための一試論に過ぎない。

二　明代徭役制度の概觀

論を進めるに當って、最初に明代の役法＝徭役制度の概觀を述べ、その變遷途上における銀差成立の意義を明らかにしておきたい。[4]

明代の役法で、特に雜役が設けられたのは洪武初のことであるが、それも含めて、役法が制度として整備、制定されたのは、洪武十四年の「賦役黃冊」編造の際のことである。それは大別して、里甲正役と雜役の二つに分けられる。里甲正役とは、里甲制に基づく里長・甲首などの役を指し、畸零戶[5]を除く全ての戶に對して一律に十年に一度科せられた。この正役以外の役は全て雜役といわれ、各戶の「丁糧の多寡、事產の厚薄」を基準として「三等九則」の戶則[6]に從って、必要に應じて不定期的に、土地を所有する民戶に割り當てられた。この雜役の内容[7]は種々雜多であるが、大きく次の四種に分類できる。

Ⅰ　中央・地方の官廳の使役に服するもの……皂隷・祗候・門子・膳夫・齋夫・庫子・斗級等。

Ⅱ　官用の交通・通信・運輸にたずさわるもの……館夫・水夫・鋪司兵・防夫等。

Ⅲ　地方の治安維持に當るもの……弓兵・民壯等。

Ⅳ　租稅の徵收や輸送に當るもの……解戶・巡欄等。

明初は統治機構も比較的簡素で、徭役の徵收は不定期的、不定量的なものに過ぎなかった。しかし時代の降るとともに統治機構の複雜化・膨大化によって徭役の徵收は嚴しくなり、人民の負擔は重くなった。と同時に負擔の不均衡という弊害が生じて來た。そこで徭役負擔を合理化し、これを定期的・定量的に割り當てようとしたのが、正統八年（一四四三）頃、江西僉事夏時によって創められた均徭法である。(8)

均徭法は江西より起り、その後次第に全國に普及した。それとともに均徭法によって割當てられる雜役自體をも均徭と呼ぶようになり、一方Ⅱの交通・運輸に關する役の一部は、均徭とは別に一括されて「驛傳」の役となった。正統年間に設けられた「民壯」の役も、均徭・驛傳・民壯と併稱せられ、里甲正役とともに「四差」(9)と呼ばれた。以上が明代中期の役法の大要である。

やがて弘治（一四八八―一五〇五）・正德（一五〇六―二一）の間に至って、均徭の中から一群の銀納化された役目が生じ、それが銀差と呼ばれることになる。それに對して從來通り實際に勞働力を提供する一群の役目は力差と呼ばれるが、徭役銀納化の第一段階は、均徭中における銀差の成立という形で實現された。この銀納化の傾向は時代の降るとともに進行し、力差に屬する役を次々に銀納化しつつ、嘉靖（一五二二―六六）末から萬曆（一五七三―一六一九）にかけて、一條鞭法に至って全面的な銀納化が達成されたことは周知の事實である。銀差の成立はこの全面的銀納化への端緒を開いたものとして劃期的な意味を持つものと云うことができるが、その背後には、正統元年（一四三六）の所謂「金花銀」(10)の公認に見られるように、現物經濟より貨幣經濟への發展と、そのより一層の深化という大きな經濟的變化が存在した事實を見逃すことはできない。

ただ、銀差の成立に關しては、山根・岩見兩氏の意見の間に本質的な點でかなり大きな相違がある。この點に關して若干の補足的な私見を述べるとともに、山東においては、その銀差が門銀として成立したことを以下節を追って明らかにしたい。

三　山東における均徭法について

山東における門銀の成立を述べるに先だって、既に均徭法の施行をめぐって注意すべき特徴が現れている。それは後に門銀として明瞭に現れてくる徭役賦課の對象としての「門」或いは「戸の財産」の評價という問題が、既に均徭法實施の際に現れているということである。ではその「門」或いは「戸の財産」という問題が、山東において如何に現れて來ているであろうか。

この問題に入る前に、順序として山東において均徭法が何時頃から施行されたかについて簡單にふれておきたい。

均徭法が正統八年（一四四三）頃、夏時によって江西に創行されたことは前に述べた。その後、正統十年（一四四五）には一旦廢止されたが、景泰元年（一四五〇）には復活され、以後景泰（一四五〇―五六）・天順（一四五七―六四）・成化（一四六五―八七）と時代とともに各地に普及し、弘治元年（一四八八）の令で全國的に施行[13]された。

山東においても、地志の名宦志等によれば、天順・成化年間に「均平徭役」と表現されている徭役改革が各地の地方官によって行われた記事が散見する。恐らくこれらの徭役改革は均徭法に基ずいたものと思われるが確證はない。

ただ孝宗實錄弘治五年正月丁酉の條に、盛顒の傳があり、天順初のこととして、石亨の驕恣を彈劾したことを記した後に、顒が左遷されて東鹿縣（北直隷保定府）に知縣となり、そこにおいて「九則の法を立てた」ことが述べられている。更にその後文に、左副都御史として齊魯（山東）の饑饉を撫恤した際に「復た九則の法を諸郡に行った」とある。ここに云う「九則の法」とは均徭法に違いない。[14]督撫年表によれば、顒が山東巡撫であったのは成化十九年より二十二年の間で

あるから、山東に均徭法が施行されたのは成化の末頃ということになる。江西における均徭法の初行からはかなり遅れるが、この法が成化年間に全國的に普及したことから考えるならば、その趨勢に合致するものであった。

では山東において、均徭法施行に當って現れる「門」とは如何なる内容のものであろうか。ここで今一度均徭法の特質[12]を考えてみるのに、それは㈠雜役が「甲」單位に、十年に一度定期的に割當てられた（里甲正役に服して後、五年にして均徭の役に當たる）。㈡このために、賦役黃冊の他に均徭冊が編定され、その戸則に基づいて雜役を割當てた。㈢その戸則決定の基準となったのは田土（稅糧）の多寡であった、という三點になるであろう。ここで特に重視すべきことは、黃冊とは別に均徭冊が作られ、その戸則決定には田土（稅糧）の多寡が基準となっていることである。明代の役法では、既に明初より徭役割當ての基準として「丁・糧の多寡、事產の厚薄」をいい、人丁とともに田土の數が考慮に入れられていたが、均徭法において、その田土重視の傾向が明瞭に現われたことは山根氏も實證されている。[14]この田土重視の傾向は、その後一條鞭法に引繼がれ、人丁とともに田土を徭役賦課の對象とするという明確な形をとって現出するが、華北、特に山東においてこの方針が採られるのは萬曆以後の一條鞭法においてであり、[15]均徭法においては「人丁」とともに「門」を課稅對象としたことが明らかに看取される。

山東經會錄[16]卷八、均徭因革下、嘉靖四十二年、撫院が山東の均徭を議した文に

山東均徭。舊規專論丁・門。

とあり、また萬曆汶上縣志卷四、政紀志、賦役の條に

按。均徭里甲。出於門・丁。

とある。于愼行の穀城山館文集卷三十四、與撫臺宋公論賦役書[17]にも

舊時。門・丁均徭。分爲九則。三年一審。

と記されている。さらに山東經會錄卷八、均徭因革下、隆慶五年の記事に、巡撫都御史梁夢龍が均徭の審編に當って田土

を論じることに反對し

有田有租。不易之法。均徭止論身家。若再課田租。是正供之外。復加重累。有庸有調之義。遂至盡廢。大非祖宗成法。……今次審編。務論身家。身者卽冊所謂丁也。家者卽冊所謂門也。

と述べている。均徭法施行當時から殆んど一世紀近くも降った隆慶年間において、なお「丁」とともに「門」が問題にされていることを考えるならば、山東においては、均徭の審編に「人丁」とともに「門」が徭役賦課の重要な對象として考慮に入れられていたこと明らかであろう。そしてこの「門」の高下、卽ち三等九則の戸則に從って均徭の役が課せられたこと云うまでもない。

それでは、ここに云う「門」の高下＝戸則は如何にして決定されたのであろうか。卽ち戸則決定の基準となったのは何かということであるが、言い換えるならば「門」の具體的內容が如何なるものかという問題になるであろう。「門」というのみでは、その內容が非常に漠然としているが、この「門」という語で表わされるものが、田土をも含めて、戸の財產を綜合したものと解していいようである。藤井氏は、華北においては土地・人丁の外に家畜・債券等が徭役課稅の重要な因子になっていたことを指摘されている。(18)

古今圖書集成、食貨典賦役部の劉光濟「差役疏」には、徭役賦課について論じ

北方則門・丁・事・產肆者兼論。南方則偏(ヒトヘニ)論田糧。

と述べられており、文中「門・丁・事・產」の四者といっているものの「丁」を除いた「門・事・產」がそれぞれ何を指すのかは明瞭でない。同樣な論は世宗實錄嘉靖十七年五月甲戌の條、吏部尚書許瓚が地方の事宜を條陳した文中にもあり

八。議均徭。南方均徭。丁・田爲主。而漏報宜查。北方均徭。事產爲準。而丁・田參問。須丁・田・事產參錯。酌量貧家富室。均平審派。

と述べられている。「事產」と「丁・田」とを分けて論じているから、これによって考えるなら、「事產」というのは

「田」とは別個の財産、卽ち家畜や債券、その他の動産を指すものと考えることができる。何瑭の均徭私議（皇明經世文編巻一四四）には

戸有上中下三等。蓋通較其田・宅・貲・畜而定之。非專指田土也。若專指田土。則施於農民可矣。工商之家。及放債居積者。皆不及矣。

とあり、又後文に

審定三等戸則之時。不論士農工商。凡田土・貲本・市宅・牲畜多者。俱定作上等。派與重差。

とある。この文では戸則の審定に當って、田土の外に、貲本（現銀）・市宅（屋敷）・家畜及び「放債」、卽ち商人の高利貸しによる「債券」の所有高を論ずべきことを強調している。「門」の内容としては、田土とともにこれら屋敷等の不動産、及び現銀・家畜・債券等の動産を含むものと解していいであろう。從って戸則＝「門」の高下というのは、田土と同時に、今述べたような種々の事産をその決定因子として、戸の財産を綜合評價したものと考えることができる。そして徭役の對象としての田土については、一體に華北においては田土そのものを徭役の對象とすることは極力避けられたので、そのことは今あげた各文からも察せられよう。田土に徭役を課すことは、田土が田賦と同時に徭役をも負擔することになり、農民に二重の負擔が課せられる。それは農民を苦しめるが、田土を所有しない商人を利することになる、卽ち「厚末抑本」（何瑭、均徭私議）の結果になるというのが一般的な議論であった。しかしこうした議論よりもむしろ、江南に比して相對的に土地の生産力が低く、ために土地の擔稅力が小さいという華北農業の特質(10)を考慮に入れるならば、田土を直接徭役の對象とすることを避けたことは十分解釋できよう。何瑭が「田戸納稅糧（ママ）。戸口當差徭。其不相混也明矣」（均徭私議）といい、葛守禮が「如山東則田出賦。門丁出役」（葛端肅公集巻一五、與梁鳴泉中丞論賦役）といっているのは、華北のそうした事情をふまえてであり、この觀念は廣くゆきわたっていた。その結果、華北では「人丁」とともに「門」卽ち「戸の財産」の評價が重視されることになったが、特に山東においては「門」というものが徭役賦課の重要な對象と

なっており、それが後に「門銀」として明確な形をとって現れることは非常に特徴的である。

しかしながら、こうした事産がどの程度正確に評定されたかは疑問であり、農民層の分解が進めば、戸則というものが農村内部の實狀を正當に反映し得なくなることは十分豫測される。ここに田土が徭役の對象として問題にされて來る一因があった。山東經會錄卷九、均徭附錄に

> 查隆慶元年則例。山東近來審編均徭。以人丁・地畝・事力參者相兼。固爲良法。然求其至當歸一之論。竟亦無有。查節年各屬所申。如聊城所稱。則以丁地編差。爲不可行。而欲參之以生意。如東昌府所稱。則以丁地編差。爲決可行。若止據生意以爲人戶之差等。則良賈深藏。必不至衒其所有。而操奇贏以日爭於市者。或稱貸於人以爲之資。未可知也。況樂縣人戶數多。豈能物物而銖刃之。人人而低昂之。必將寄耳目於里書。反爲奸民開一騙局矣。如德平・壽光所稱。則亦以人丁地畝相兼爲便。本院自受命以來。訪問於耆老大僚。詢謀於鄉邦賢哲。參審於小民詞狀。則照地編差。而輔以丁門。此斷斷不可易之論也。……
>
> 若據地審編。則見在冊籍。照然可查。以此而定其則。而參之以人丁・事力。則人之貧富。戶之高下。可指諸掌上。

とあり、田土を徭役の對象とすべきことを強調している。これは、嘉靖三十年より均徭の一部である柴炭・木柴・料價銀[20]を田土に攤派[21]したことに基づいてなされた論議であり、山東省内で大問題となったことが推察される。しかしそれよりも注意すべきは、この隆慶元年という年において、土地を徭役賦課の對象とすべきことを主張する一方で、なお「輔なうに丁・門を以ってする」といい、「參ずるに人丁・事力を以ってする」といって、「門」或いは「事力」をあげている點である。これによって判斷すれば、山東においては「門」即ち「事產」が徭役の賦課對象として如何に大きな位置をしめていたかが推測できよう。このことはとりも直さず、田土への徭役賦課を極力避けようとしたことを示していることにもなる。そしてこの嘉靖三十年の措置は大きな論議をよびつつも、結局隆慶四年の山東巡撫梁夢龍の上奏が採[22]可されて

> 自隆慶五年爲始。原於地畝內改派料價・木柴共該銀伍萬參千壹拾陸兩伍錢伍分捌毫貳絲貳忽。俱收回均徭。照門・丁

徴派。（山東經會錄卷八）

ということになって結着をみた。山東において「人丁」とともに「門」が徭役賦課の對象として重視されていたこと明瞭であろう。

明代中期に成立した均徭法において、華中・華南では徭役賦課の基準となる戸等の決定には人丁・田土の二者のみをその因子とするという原則が確立され、特に田土が大きな比重を占めたのに對し、華北においては田土は「戸の財産」の一部としてしか評價されなかった。一般に華北では「賦以地起。差以丁出」（葛端肅公集卷十五、與姜蒙泉中丞論田賦）という觀念が滲透しており、人丁が徭役の最も主たる擔い手であったが、その際も戸の財産の評價即ち「門」の高下が大きく問題にされたことは前述の通りである。そこから山東においては恐らく正德年間より人丁とともに「門」＝「戸の財産」が徭役賦課の重要な對象とされる（この點については四節で詳述する）に至ったと考えられるのであり、隆慶年間に至るまで「人丁」と同時に「門」というものが徭役賦課のもう一つの重要對象であった。そして田土そのものを徭役の對象とすることは極力避けられた點、充分注意さるべきであろう。即ち、山東では徭役賦課の對象として「人丁」と「門」とがあり、その賦課の基準としての戸則、即ち「門」の高下は、田土をも含めた「戸の財産」が綜合的に評價されたのである。そして、均徭の銀納化開始に當って、「門」の評價に基ずいて「門」＝戸に課せられた徭役銀が「門銀」として成立し、續いて「丁」を對象とした徭役銀、即ち「丁銀」の成立することを次節において明らかにしたい。

四　山東における銀差の成立

この節では、前にふれた「門銀」の成立を中心に、この「門銀」が所謂銀差であること、即ち山東では銀差が「門銀」として成立したことを明らかにしたい。

前節において、山東では均徭割當ての對象に人丁・門の二者があり、隆慶年間に至るまでこの二つが重要な要素であっ

たことを明らかにした。なおその際に、徭役の擔い手としての「丁」に課せられた銀が「丁銀」に、「門」に課せられた銀が「門銀」になることも一應指摘したが、天下郡國利病書[23]（以下利病書と略記する）卷三十八山東四、滕縣志賦役志に

三代而後。言賦法之善者。莫如唐之租・庸・調。國制實用之。有田則有租。今之稅糧也。有身則有庸。今之丁銀也。有家則有調。今之門銀也。

とあり、田に課せられるのが稅糧で、身＝人丁に課せられるのが丁銀、家＝門に課せられるのが門銀だと說明している。ここで稅糧・丁銀・門銀を說明するのに、唐前半期の稅法である租庸調が用いられているが、この當時、華北では明代の稅法を唐のそれに喩えて說明することが一般に行われていた。同樣の說明は萬曆兗州府志卷十五、戶役志[24]にもあり

古人制賦之法。租庸調爲善。而我朝用之。所謂丁銀者。卽有身之庸也。所謂門銀者。卽有家之調也。所謂稅糧者。卽有田之租也。

と述べられている。前引の文と全く同じ論理であること一讀して明白であろう。この二史料と、前節にあげた均徭の對象としての丁・門の存在を述べた山東經會錄卷八、巡撫都御史梁夢龍の文とを比較し、なお同兗州府志同條に

舊法。編審均徭。有丁銀・門銀而無地銀。則以貲本產業穩括並論也。

とあることから考えるならば、丁銀・門銀が、それぞれ均徭法における徭役賦課の對象であった「丁」・「門」に課せられた徭役銀であることは容易に理解できるであろう。卽ち徭役の銀納化に伴って、均徭法における「丁」に賦課した銀が「丁銀」として、「門」に課した銀が「門銀」として成立したことが明らかになる。

それでは、何時頃、如何なる經過をたどって丁銀・門銀が成立したのであろうか。成立時期を考える前に、均徭銀納化の過程から檢討してゆきたい。

明代、徭役銀納化が先ず均徭における銀差の成立として實現したことは二節にも述べたが、均徭法の施行から銀差の成立に至る迄には、徭役の銀納化をめぐる過程が存在したことが山根・岩見兩氏により明らかにされている。[25] 丁銀・門銀の

成立がそうした過程を經たであろうことは十分豫想されるが、兩者に含まれる役それぞれについて檢討を加え、丁銀・門銀の成立、特に山東ではその門銀が銀差に相當することを明らかにしたい。

山東經會錄卷七、均徭因革上の冒頭に山東における均徭を說明して「山東の均徭、遠擧に暇あらず、之を通志に攷う」と述べ、先ず最初に嘉靖山東通志の「以戶出貲者」・「以丁出役者」の二項目をあげている。この通志は嘉靖十二年の序刊本で、私見の及ぶ限りでは、山東の徭役について知りうる最も早期のものである。今この通志によるに、卷八戶口の條に

以戶出貲者
王府齋郎　一七一人
京班司府屬柴薪　一、四一八人
易州廠柴夫幷木柴銀　六九、〇二一兩
　二錢八分五釐
廩給庫子　四三一人
儒學齋・膳夫　五〇四人
牌夫　六、一五七人
路夫　二、三〇〇人

以丁出役者
司府屬直堂幷接遞皂隷　三、三八三人
門子　一、八五八人
庫子　四八一人

掃殿夫　一一一人
鹽脚夫　二六人
館夫　一二二人
防夫　二三九人
弓兵　一、六八〇人
鋪司兵　六、四四四人
閘・溜夫　三、九四三人
撈淺夫　五、六四八人
守口夫　二六九人
壩夫　三七〇人
泉夫　二、一六六人
禁人　七〇四人
倉斗級　五三六人
快手　二、四二〇人
有馬民壯　六九〇人

とあり、二項目中に含まれる役目と、その役に當る人數が記されている。

同様の分類は嘉靖青州府志（四十四年序刊）でもなされている。今その役目のみをあげれば、同書卷七、戶口の條に

以戶出貲者
王府齋郎　京班司府屬柴薪　易州廠（柴夫）　幷木柴銀　廩給庫子　儒學齋夫　膳夫

以丁出役者

司府屬直堂幷接遞皂隷　門子　庫子　掃殿夫　館夫　民厨　弓兵　鋪司兵　馬夫　民校　禁子　巡欄　倉斗級　歩隊民壯　有馬快壯

と記されている。山東通志にあげられた役目と比較すれば、牌夫・路夫を除いて「以戸出貲者」の項目中に含まれる役は全く同種のものであり、「以丁出役者」中の役目に若干異同があるのみである。通志をみるに、鹽脚夫・防夫・閘溜夫・撈淺夫・守口夫・壩夫・泉夫等主として運河の防修に關する役は青州府には割當てられていなかったようで、それらの役目は從って青州府志には見出されない。通志にはなく、青州府志の方に見出されるものは、民厨・民校・馬夫・巡欄等であるが、馬夫を除いて、これらの役は各府別に割當てられたもののようで、山東では全省の州縣に一律に課すものを省派といい、各府の必要に應じてその所屬州縣に課すものを府派といって一應分類していた。[24]

ただ馬夫が[25]通志にあげられていないのは注意を要する。通志を除く現存の明代山東の各地志は全てこの役目をあげており、嘉靖青州府志のみ「以丁出役者」の項目中にあって、他は全て銀差中の役になっている。[26]馬夫が官僚個人に配屬されたという點から考えても、山東の官僚が例外であったとは考えられない。さらに山東經會錄卷七、嘉靖二十七年の記事に馬夫は柴薪・齋膳夫・門子・庫子・皂隷等の役と共にあげられている。[27]もっとも通志が刊行される以前には山東では馬夫という役がなかったとも考えられるが、馬夫を官僚個人に配屬させることが既に洪武年間に規定されていることから考えるならばそれも疑問になる。[28]山東における馬夫の役については、嘉靖以前に關する限り疑問として一應後に殘しておきたい。

以上に述べたように、各府ごとに若干の相異はあるが、ここにあげた二地志の「以戸出貲者」・「以丁出役者」という項目中に含まれる役目の大部分が、從來より代表的な均徭の役としてあげられていることから考えて、[29]それらの役を山東における均徭の役とみなしていいであろう。

均徭の役目が一應明らかになったところで「以戶出貲者」・「以丁出役者」という分類について考察を加えることにする。

この二項目については、「戶・貲」と「丁・役」という文字に特に注目したい。「戶を以って貲を出す者」というのは、「貲」という語が使われていることから推して、恐らくある戶に課せられた役を銀で納める、卽ち「銀納の役」ということであり、「丁を以って役を出す者」とは、同じくある戶に課せられた役に、その戶内の人丁が當る、卽ち「實際に勞務に服する役」という意味に解することが出來る。そして通志の「以戶出貲者」という項目中には易州廠柴夫幷木柴銀の如く銀額で記されたものがあること、又京班司府屬柴薪・儒學齋・膳夫・王府齋郎等の役は明代華北の各地志に徵して、その役目があげられている限り全て銀差に屬していることもこの推測を成立せしめる。「以戶出貲者」卽ち「銀納の役」卽ち「銀差」、「以丁出役者」卽ち「實際に勞働力を出す役」卽ち「力差」と考えて大過ないと思われる。

ただここで、この二項目の「戶」・「丁」に注目するならば、恐らく前者は「門銀」に、後者は「丁銀」になったものと想像されるが、私はそれよりもむしろ均徭がこの「以戶出貲者」・「以丁出役者」という二項目に分類されていること自體を重視したい。役目がこの二項目に分類されるに至ったのには、分類を必要とする理由があったからであり、均徭法の施行當初においてはこうした分類の存在しなかったことは山根氏が明らかにされた通りである。とすれば、この二項目の分類で「貲」・「役」という語の持つ意味は非常に重要なものとなる。卽ち先にも述べた如く、そこには役の銀納化をめぐって「銀納の役」か、それとも從來通りの「力役」かという分類の必要が生じたためであって、この「以戶出貲者」・「以丁出役者」という分類ができた時には、その前提として既に「銀納」の役が確立していたと見なければならない。そしてその「銀納」ということが「貲」という語で表現されており、從來通りの「力役」が「役」という語で表現されたものと考えることができる。私が「貲」・「役」という分類を重視する理由である。

ではこうした分類が何時頃からできたのであろうか、卽ち「銀納の役」が何時頃成立したのであろうか。成立時期を知

るために一應「以戶出貲者」に含まれる役それぞれの銀納化の過程を檢討する。

先ず京班司府屬柴薪であるが、これは京班、卽ち北京へ輪班で送る柴薪皂隷、及び布政司と各府に屬する柴薪皂隷という意味で、布政司に屬する柴薪は布政司管下の各官僚に配屬されたのであり、府の場合も同樣知府管下の同知・通判等、及び知州・知縣以下の各官にそれぞれの規定數に從って配屬された。[54]

この柴薪皂隷及び儒學に置かれた儒學齋夫・膳夫の銀納化の過程については岩見氏が詳しく論じておられるので[55]一應氏の研究に從っておきたい。ただ齋夫が儒學の敎官に規定人數給されたことを示す例を附け加えておく。山東經會錄卷七、均徭因革上、嘉靖二十七年の記事に

儒學齋夫。各府・衞・州・縣・三氏敎授・學正・敎諭・訓導。每員額定齋夫貳名。每名銀壹拾貳兩。遇閏加銀壹兩。

と記載されており、「每員額定二名」とあるから、山東では儒學の各敎官に二名の齋夫が給せられたことがわかる。さらに萬曆兗州府志卷十五、戶役志、寧陽縣の條に

齋夫。府學五名。縣學敎諭・訓導二員各二名。每名十二兩。共銀一百八兩。

とあり、そのことが確認できよう。

以上に述べた三種の役が銀納化されたのはほぼ弘治の前半頃と考えていいようである。[56]

ついで易州廠柴夫であるが、易州山廠[57]が設置されたのは宣德四年のことであり、內府で使用する薪柴、木炭を供給した。柴夫というのは、それらの薪柴をとり、炭を燒く役夫のことで、砍柴夫と擡柴夫の二種があり、前者は工部管下の易州山廠に屬し、後者は內府の惜薪司に屬した。なお砍柴夫は北直隷の順天・眞定・保定三府と山東・山西二省に僉派され、擡柴夫は北直隷の眞定・保定二府を除く、他の河間・永平・順德・大名・廣平・順天六府に課された。[58]從って山東の場合は砍柴夫ということになる。

砍柴夫の役の銀納化が最初に現れるのは成化四年のことで、萬曆會典卷二百六、工部、砍柴夫の條に

成化四年。奏准。每名一季收脚價銀三兩。

とあり、憲宗實錄成化九年冬十月乙亥の條、山東巡撫牟俸が易州山廠より出す柴炭の減免を請うた上奏文中に

姑以山東一處言之。歲額夫二萬八百八十四人。人徵價三兩。共六萬二千六百五十二兩。

と述べられている。ここに「人ごとに價三兩を徵す」とあるのは成化四年の規定通りで、砍柴夫の役は成化四年の令で殆んど銀納化され、實役を免除されたものと考えられる。

ついでに擡柴夫について述べるなら、この役も成化二十一年に、每名一月に一兩二錢を納めて實役を免除されることになり、弘治元年には一兩四錢に改められた[38]。これでわかるように、柴夫の役は成化年間に殆んど銀納化されたといいうる。

ただ木柴銀が何時頃成立したかについては不明である。正德十二年新添加の木柴九百五萬五千八百斤、及び同十四年新添加の二百十萬二千四百斤が、同十六年に折銀納になっているが[39]、こうした折銀が木柴銀と呼ばれたに違いない。最初の折銀納化の時期は不明であるが、柴夫の銀納化に伴って柴炭のある部分が銀納化され出し、それが木柴銀と呼ばれるようになったと考えていいのではなかろうか。以上で明らかな如く、柴夫も柴薪皂隷や齋夫・膳夫等と同様に中央の規定に從って銀納化されたと考えられる。

ついで王府齋郎に移る。王府というのは皇帝の諸皇子及びその子孫の居邸で、明代、諸皇子は成年に達すると地方に私邸を與えられ、そこに居住した。ただ國初においては領地を分與されなかったので王國は形成されず、從って王國といわずに王府といった。もっとも後には様々の機會を利用して次第に廣大な莊田を有するようになり、大きな社會問題となった[40]。

さて齋郎であるが、これについては今の所はっきりしたことはわからない。ただ會典によると[41]、弘治の間に定められた令として

一。合用樂舞生一百二十名。齋郎四十名。禮生一十名。鋪排一十名。屠戶一十名。醫士二名。厨役四名。樂工二十七戶。燒香道士四名。該布政司。著落附近府州縣。照例僉送應用。

と一王府での種々の役とともに、その使用人數が規定されている。齋郎という名稱からして王府の祭禮に關係ある樣々の仕事に役使されたのであろう。(46)なおこの役が近隣の府州縣に割當てられたこともわかる。山東經會錄卷七、均徭因革上、嘉靖二十七年の記事には

王府齋郎。魯府(44)五十五名。德府(45)四十名。衡府(46)四十名。每名欽定銀五兩。俱解布政司。轉發該府雇役。

とあり、「每名欽定銀五兩」と記されていることより、その人數や納銀額は中央で定められたと考えられるが、弘治以前の規定も、その後の銀納の規定も今の所不明である。ただ同樣に王府の使役についたと思われる民校・民厨は、前者は正德十二年、後者は嘉靖九年に銀納の規定(47)があり、それぞれ納銀雇役化したと思われる。

嘉靖十二年刊の山東通志には齋郎のみが役目にあげられ、「以戶出貲者」中にあることは前に述べた。四十四年刊の靑州府志では、齋郎は「以戶出貲者」中に、民校・民厨は「以丁出役者」中に含まれている。「以戶出貲者」という項目の役が最初に銀納化した役と考えていいことは前述した所であり、又後の各地志には齋郎とともに、民校・民厨が銀差中の役目にあげられていることより推測するならば、齋郎の役が、民校・民厨よりも早く銀納化されたと考えることもできる。とするならば、齋郎の納銀化は正德十二年以前ということになるが、これは單なる推定に過ぎない。ただ民校・民厨の銀納化より考えるならば、齋郎も正德の後半頃には銀納化されたと考えていいのではなかろうか。

これ迄述べて來た以外の廩給庫子・牌夫・路夫等の役は、その具體的內容について殆んど明らかにし得ないのでここにはふれないこととする。ただ牌夫・路夫は驛傳に關する役と思われる。なお萬曆以後に刊行された地志にはこの三役は全く見當らず、前に述べた五種の役を以って「以戶出貲者」の中の主要なものとみなしておきたい。

「以戶出貲者」という項目中の個々の役の銀納化過程は以上の如くである。これを一應まとめると、柴薪・柴夫・儒學

齋夫・膳夫等は弘治の前半頃までには殆んど銀納化されており、王府齋郎はもう少し遅れて正德の後半頃に銀納化されたと考えられる。

以上のように考えてくるならば、「以戶出貲者」という項目が成立したのは、柴薪・柴夫・齋夫・膳夫・齋郎等の役の銀納化が一應そろった正德の末頃ということになるが、私はむしろ柴薪・柴夫・齋夫・膳夫の四役の銀納化がそろった少し後のことと考えていいのではないかと思う。弘治の前半頃までにこれら四役が中央の規定に從って相繼いで銀納化されたが(49)、その當初においては、均徭中に銀納化されたものと、從來通りの力役のものとが混在したままであった。その後弘治の後半から正德初頃にかけて、卽ち十六世紀の初頭に「銀納の役」と「力役」のものに分類整理され、ここに始めて「以戶出貲者」・「以丁出役者」という二項目が成立したものと考えられる。そして更にその後、正德の後半頃に王府齋郎という役目が「以戶出貲者」という項目中に加えられ、他の若干の銀納化された役をも加えて、嘉靖十年頃には今我々が山東通志に見うるような狀態に整理分類されて來たものにちがいない。

このように考えることが許されるならば、恐らく正德の初め頃に「以戶出貲者」・「以丁出役者」という二項の分類が出來たとみなされるが、それを實證する史料が私見の及ぶ限りでは見出されない。ただ遲くとも嘉靖初年頃にはこの分類が出來上っていたことは、ほぼ間違いないと思われる。

今迄縷說してきたのが「銀納の役」卽ち「以戶出貲者」、從來通りの「力役」卽ち「以丁出役者」という二項目の分類が出來た經過である。ここで二項目の「戶」・「丁」という語に注目するならば、前にも一應述べたように「以戶出貲者」という項目の役の徭役銀が後の「門銀」に、「以丁出役者」という項目に含まれる役が、後銀納化されて「丁銀」になったに違いなく、「門銀」・「丁銀」がそれぞれ均徭の對象であった「門」・「丁」に基礎を置いていることはこの節の最初に明らかにした通りである。

では「門銀」・「丁銀」という名稱が何時頃から使用され始めたのであろうか。私見の及ぶ限りでは、今の所それを明

示する史料はない。銀納の役をまとめた「以戶出貲者」という項目が成立したときを以って、門銀の實質が出來たとはいい得るであろうが、恐らくそれと同時に門銀という名稱が出來たとは思われない。門銀という名稱は丁銀と相對應する名稱であるから、「門銀」・「丁銀」という呼稱は同時に出現したものと考えられる。とするならば、前記二項目の分類が出來た時には、門銀の實質は既に存在していたことになるが、丁銀はまだ存在しなかったであろうから、門銀・丁銀はむしろ「以丁出役者」という項目中の役の幾種目かが銀納化された後に成立したと考えなければならない。では「以丁出役者」という項目に含まれる役の銀納化は何時頃から始まったのであろうか。殘念ながらこれについても史料は不充分であるが、山東通志には役の人數が記されているのみで、一人宛の納銀額は一切記されていない。しかし四十四年刊の嘉靖青州府志には全役目について、その人數と共に一人當りの銀額が明記されており、この記載より判斷すれば、嘉靖十年前後では「以丁出役者」中の役は未だ殆んど銀納化されていなかったと解される。中には運河の疏濬、修築に關係する役（閘夫・溜夫・撈淺夫・守口夫・壩夫等）のあるものは銀納化されていたかも知れないが[49]、大部分はまだ從來通り勞役に服するものであったろう。

この項目に屬する役、卽ち司府屬直堂幷接遞皂隷・門子・庫子・館夫・弓兵・禁子・倉斗級・鋪兵・鹽脚夫・閘夫・撈淺夫等の殆んど全ての役の銀納化が確認されるのは嘉靖二十七年のことである[50]。山東經會錄卷七、均徭因革上の同年の記事に

> 總理河道・都察院・戶・工分司與撫按貳司・兵備道。合用人役。門子每名銀十兩。皂隷每名銀拾貳兩。二司・運司幷各府庫子・禁子各拾貳兩。王府朝房長史・運司・府門子每名銀陸兩。皂隷每名銀柒兩貳錢。州縣門子・皂隷每名銀肆兩。禁子每名銀拾兩。……（中略）……
>
> 各額門子。巡撫都察院肆名。總理河道都察院肆名。巡按察院肆名。戶部德州管糧分司參名……（中略）……
>
> 庫子。布政司參拾伍名。按察司捌名。鹽運司捌名。濟南府貳拾名。兗州府壹拾名。東昌府柒名。……（中略）……

禁子。布政司司獄司貳拾名。按察司司獄司伍拾名。鹽運司貳名。濟南府司獄司肆拾名。……（以下略）……

と、前にあげた役目全部について、その役の銀額、及び各官府に割當てらるべき人數を詳細に列擧している。從って嘉靖二十七年には「以戶出貲者」・「以丁出役者」の兩項目の役殆んど全てが銀納化されていたといえるが、同書同卷の嘉靖三十二年の記事には

歷城縣申稱。嘉靖二十年則例。司・府・運司門・皂・庫・禁。俱通融派於各府所屬州縣。本縣止有三察院幷按察司皂隸共陸拾柒名。以後均徭。將五府所屬泰安・平陰・高唐等州縣原編庫・禁。改編本縣。布政司庫子參拾伍名。禁子貳拾名。皂隸貳拾柒名。按察司庫子捌名。禁子拾貳名。皂隸除原有柒名外。又添拾參名。運司庫子捌名。禁子貳名。皂隸肆名。本府庫子拾參名。皂隸貳名。以上通添壹百參拾捌名。每名銀拾貳兩。共添銀壹千陸百伍拾陸兩。

とあり、鹽脚夫などは「嘉靖二十三年の則例により、每名銀四十兩を加」えたとあるから、こうした全面的銀納化は恐らく嘉靖二十年前後には始まっていたと考えていいであろう。そして兩項目の役の全面的銀納化に伴って「門銀」・「丁銀」という名稱が出來た、卽ち「以戶出貲者」という項目中の徭役銀が「門銀」に、「以丁出役者」という項目中の徭役銀が「丁銀」と呼ばれるに至ったと考えるのである。

ただ、ここでなお考慮しなければならないことは、萬曆以降に刊行された山東の各地志、及び山東經會錄も均徭の分類には一般的に銀差・力差という語を使用しており、この銀差・力差と門銀・丁銀とがどのような關係にあるのかということである。

この點に關しては、嘉靖年間に刊行された山東通志も、靑州府志もともに銀差・力差という語を使っていず、山東において、均徭の分類に銀差・力差という語を用いることが何時頃から始まったかを明示する史料[61]に缺ける。ただそれらの關係について、山東經會錄卷七、均徭因革上、嘉靖三十二年の記事、兗州・東昌二府の力差を議した文中の濟南府の申文に

查。德州・歷城上次門・丁銀兩。除編銀・力差外。歷城剩聽差銀貳千餘兩。德州剩聽差銀貳百壹拾柒兩。卽此所餘。

似亦足補供應之費。合自嘉靖參拾貳年均徭爲始。行令二州縣。遵照審編丁・門銀數。除算足銀・力二差外。編有餘者。歷城縣肆百貳拾兩。德州參百兩。添入公用銀[50]內。一體支用。

と記されており、門・丁銀内において銀差・力差・聽差が算定されていたことが明らかとなる。又同年の同府申文の別の條にも

查。武定上次門・丁銀。計玖千陸百餘兩。而銀・力差銀。止捌千參百餘兩。尚有餘剩銀壹千參百餘兩。猶堪支持。

とある。これによっても銀差・力差が門・丁銀内において算定されていたことが確かめられ、餘剩銀は恐らく聽差銀とも呼ばれたのであろう。

以上のことから判斷すれば、山東では均徭が門銀・丁銀として人民に課せられ、銀差・力差としては課せられていなかったことがわかる。卽ち一般人民には門銀・丁銀として均徭が課せられたのであって、その人民より徵收した門銀・丁銀を官廳でそれぞれ雇役の給費として銀差銀・力差銀に、その他の費用として聽差銀に算定したものに違いない。そして山東の萬曆以後の各地志の銀差中の役目と、通志・青州府志の「以戶出貲者」という項目中の役目とを比較するとき、前述の柴薪皂隸・柴夫・齋夫・膳夫・齋郎の五役が一致して銀差中にあることは、山東においては「以戶出貲者」が後に「門銀」となり、それが所謂銀差に相當するものとみなすことができよう。換言すれば、弘治末年から正德初年にかけて、地域による多少の年代的ずれを伴いつつも、恐らく殆んど全國的に行われたであろう均徭の銀納化、卽ち銀差の成立は、山東ではむしろ「以戶出貲者」という項目名を以って成立したのであって、「以戶出貲者」を門銀に包括させるならば、山東においては銀差は門銀として成立したということができる。

では銀差・力差という名稱が何時頃から用いられたかといえば、門銀・丁銀・銀差・力差という名稱が最初に史料に現れるのは共に嘉靖三十年[51]のことで、それらの關係がはっきりとわかるのは前引の山東經會錄、嘉靖三十二年の記事である。史料に現れた限りでは、門銀・丁銀・銀差・力差という名稱が同時期に使用されているが、それらの名稱が使われる

に至った過程を檢討すれば、前述の如く、先ず「以戶出貲者」という項目中の役が正德末年頃には銀納化されて、ここに門銀の實體が成立し、その後「以丁出役者」という項目中の役の全面的な銀納化に伴って丁銀が成立、それと同時に「以戶出貲者」も門銀と呼ばれるに至った。それが大體嘉靖二十年前後のことと考えられる。その間、均徭の全面的銀納化の進行途次、卽ち嘉靖三十年に至る迄のある時期に、山東においても銀差・力差という項目分類が行われるに至ったが、この時には旣に均徭の役は大半が銀納化されており、この銀差・力差という項目は官廳が舊來の役目を分類、整理するために使った單なる名稱としての意味しか持ち得なかった。本來銀差・力差という項目名が意味した「銀納の役」と「實際の力役」という役の內容分類は、山東においてはむしろ「以戶出貲者」・「以丁出役者」という項目によって示されたのであり、役の全面的銀納化が行われた後には、均徭の人民への課稅は「門銀」・「丁銀」として行われたのである。そして門銀・丁銀の成立當初にあっては、恐らく兩者とも具體的な役目をあげてその役に割當てられた銀額を徵收されたであろう。例えば「某戶、門銀某役幾兩。某役幾兩。……共銀幾兩。丁銀某役幾兩。某役幾兩。……共銀幾兩」というように。この場合、均徭の割當てには三等九則の戶則を基準としたことは云うまでもない。しかし後にはこうした具體的な役目をあげて課稅することは行われなくなり、ただ「某戶、門銀幾兩。丁銀每丁幾兩」という様に課せられた。銀差・力差というのは、これに應じて官廳で門・丁銀を賦課する基礎となる個々の役を分類整理するために用いられた項目名に過ぎず、一應「門銀」＝「銀差」、「丁銀」＝「力差」という關係は認められるものの、この時期の山東における銀差・力差という分類は、も早やその分類が當初において持ったような積極的な意味は持たなくなっていた。それよりも一條鞭法との關連を考えるならば、個々の役が銀差・力差に分類整理され、それが門銀・丁銀という二種の徭役銀に統合されて來つつあったことこそ重視さるべきであろう。

均徭が門銀・丁銀として課稅されるに至った過程は以上に述べて來た如くであるが、その課稅の實際については利病書卷三十九山東五、武城縣（東昌府）志の條に

查得。附近州縣。門・丁二銀。與編差額數相當。倘有不足。每門・丁銀一兩。加至八分。多至一二錢・三四錢而止。とあり、門銀・丁銀は通常その州縣の編差の額、卽ち必要とする徭役の銀額と一致するように課せられた。もし編差の額に比して門・丁銀が不足すれば、その時は隨時加徵されたのである。こうした門銀・丁銀の最も整理された形は益都縣（靑州府）にその例を見出すことが出來る。利病書卷四十二山東八、益都縣志、戶口の條に一條鞭法施行以前の門銀・丁銀の負擔額を記載している。表記して次に示す。

第Ⅱ表

戶則	門銀	丁銀
上上戶	九兩	每丁一兩七錢一分
上中戶	八兩	〃 一兩五錢二分
上下戶	七兩	〃 一兩三錢三分
中上戶	六兩	〃 一兩一錢四分
中中戶	五兩	〃 九錢五分
中下戶	四兩	〃 七錢六分
下上戶	一兩六錢七分	〃 五錢七分
下中戶	なし	〃 三錢八分
下下戶	なし	一錢九分

この例などが恐らく門銀・丁銀の最終的な形を示しているものと考えられる。門銀・丁銀の實際の型態はこうしたものであった。なお丁銀を課すに當っても戶則が考慮に入れられていることは注意すべきである。

以上に述べて來たところによって、山東における均徭の銀納化の過程、換言すれば、門銀・丁銀の成立過程は一應明らかにし得たと思う。そしてその最終的な形の一例として益都縣の場合をあげたのであるが、この門銀・丁銀も萬曆に入って大きな變化を被むる。卽ち門銀を廢止し、戶等を無視して均徭を直接人丁と田土に賦課する法―具體的には新たに地銀の設定となる―所謂一條鞭法の施行となって現出する。[54] 從來一般的にこのことを以って山東における一條鞭法の成立とみなされて來たが、山東經會錄によれば、既に嘉靖三十年代に稅糧面の一條鞭法が行われ、隆慶年間には徭役面の一條鞭法も行われていた記載がある。更にその內容も從來考えられていなかった點を含んでいるようであるが、[55] ここに論じるだけの準備がないのでただ指摘するだけに止めてこの節を終りたい。

五　山東における銀差の內容的特徵

前節では均徭銀納化の過程、卽ち門銀・丁銀の成立過程について論じた。最後に本節では、山東における所謂銀差が華中・華南のそれに比較してかなり顯著な特徴を持っていることを明らかにしておきたい。

その特徴というのは、華中・華南地方では一般に里甲の負擔になっている上供物料及び公費の一部が、山東では銀差に編入されているという事實である。その一例として掖縣（萊州府）の場合をあげる。[58] この表に明らかな如く、本來の均徭の役と、上供物料・公費が銀差中に混在している。掖縣の徭役の分類は、銀差・力差・里甲夫馬幷額・雜二辦となっており、[59] 上供物料を除いて、公費の大部分がその額・雜二辦中に記載されている。從って公費が里甲の負擔になっている限りでは華中・華南の場合と異ならないが、上供物料の全額と公費の一部が銀差に含まれていること、換言すれば華中・華南では里甲の負擔になっているものが、山東においては部分的であれ、均徭中に編入されていることは注目すべき相違である。これは掖縣のみに限らず、山東・北直隸[60]・河南[61]・山西[62]・陝西[63]の各省を通じて一般的に云えることで、華北の一特徴といいうるであろう。殊に陝西ではこの兩者が全部銀差に含まれていたようで、公費の一部が里甲の負擔になっていることを示している例は萬曆續朝邑縣志のみである。[64] ただ公費の大部分が額辦・雜辦として里甲の負擔になっていることから判斷すれば、恐らく銀差中のそれらも本來は里甲の負擔であったものと解される。

第 III 表

銀差	
徭役	柴薪皂隸・柴薪・有馬快手・馬兵・步兵步快・門子・皂隸・庫子・禁子・斗級・馬夫・齋夫・膳夫・鍾鼓樓夫
上供物料	戶部黃蠟銀・工部屯田司料銀・禮部藥材銀・胖襖銀・萊州衞料價銀
公費	歲貢銀・祭祀銀・鄉飮銀・進士擧人牌坊・武擧盤纏長夫銀

しかし上供物料については山東經會錄卷八、均徭因革下、嘉靖四十二年の記事に

> 查得。戶禮工等部料銀。原係查照州縣里分多少。攤入均徭。料銀漸加。故均徭漸重。

とあり、葛守禮の葛端肅公集卷十五、與姜蒙泉中丞論田賦にも

> 又黃蠟・柴炭・顏料之屬。舊規皆派於均徭。

とあり、上供物料が本來均徭に含まれていたことを述べている。そして上供物料及び前述の公費の一部が、門銀として課税されたことについては山東經會錄卷九、均徭附錄の「今照隆慶四年例。當審編五年六年均徭」という文に

何謂以門丁分庸調。蓋調出於家。今之門。卽有家之謂也。均徭之中。如料價・木柴之類。野味・活鹿之類。胖襖・軍器之類。軍餉・鄉飮之類。皆謂之調。則皆於家而征之。

とあり、そのことが確認できる。なおこの記載により、門銀の內容と銀差の內容が殆んど共通していること、卽ち門銀＝銀差とみなしうることも確かめられよう。

なお附け加えて、こうした上供物料が嘉靖三十年以後、田賦（田土）に繰入れて課稅されることになった點を明らかにしておきたい。(註)

山東經會錄卷九、均徭附錄の隆慶四年、巡撫都御史梁夢龍の案開の文のうち、戶部の咨文に引かれた吏科左給事中光の條陳內の一款に

嘉靖參拾年以後。未奉題准明例。不知何故偶變而爲一條鞭法。無復斗升之數倉口之別。歲歲不同。則雖官府。亦不能纖悉查算。小民何從知之。且又黃蠟・柴炭・顏料之屬。舊規皆派於均徭。逐末者亦應有分。今入田賦中。富商大賈。脫然無與。而農家之苦。又增一倍矣。

とあり、嘉靖三十年以後、黃蠟・柴炭・顏料等の上供物料が田賦中に繰入れられたことがわかる。更に同書卷八、均徭因革下の嘉靖四十二年の撫院の案議に

嘉靖肆拾貳年。復當審編之期。又行該司。再加議處。轉行委官酌議呈允。始將料價・木柴・柴炭。提出均徭之外。准於地畝內隨夏稅帶徵。冀以少寬徭民。

とあり、同樣の措置が嘉靖四十二年にも行われた。前引の文では上供物料を田賦に繰入れることは農民の負擔を增加させるとして非難されているが、この文ではむしろ農民の負擔を輕減するためとされている。この點に關して大きな論議のあ

ったこと、又このような均徭の一部を田賦或いは田土に繰入れて課税することは、山東巡撫梁の「成法に仍遵して均徭に編還」せよという指示により隆慶五年以後中止になったことは三節に於て指摘した。ともあれ、華南・華中では一般に里甲の負擔になっている上供物料・公費が華北では均徭中に含まれ、銀納化された後では、銀差に含まれていることは注目すべき相違點である。

六 むすび

以上、不十分ながら從來餘りとりあげられることのなかった華北の均徭について、山東を中心に論じて來た。その銀納化が門銀の前身たる一類の「以戶出貲者」という項目の成立から出發したこと、卽ちこの「以戶出貲者」をも門銀とみなすならば、山東では所謂銀差が門銀として成立したことはほぼ明らかにし得たと思う。それに從來、全國的に均徭が銀差・力差として課稅されていたと考えられていたが、山東ではむしろ銀差・力差は前面に出て來ず、門銀・丁銀として課稅されていたこと、又華中・華南地方では一般に里甲の負擔になっている上供物料・公費の一部が華北、特に山東においては均徭の中に編入されている點など、均徭それ自體に地方的な特徵が認められる。さらに均徭の課稅基準である戶等の決定因子として、華中・華南では田土の重視が明瞭であるのに對し、華北、就中山東では人丁とともに「門」＝「戶の財產」が重視され、田土はむしろ「戶の財產」の一部としてのみ評價された。この人丁・門重視の傾向は、後この兩者を均徭課稅の對象とする門銀・丁銀として確定したことも見逃しえない點である。

ただ本稿は山東という一地方的研究に過ぎず、史料的にも非常に不充分なものとなってしまった。ここに述べた二三の地方的特徵が、一條鞭法[64]を中心とする明末の動きと基本的に如何に關係するかについても當然論及すべきであろうと思われるが、最近山崎武治氏[65]、藤井宏氏[66]らの貴重な勞作が發表され、加えて山東經會錄なる重要史料が紹介されようとする矢先きでもあり、小生の不充分な準備を以って論ずべき問題ではない。この點に關しては今後の課題としたい。

① 註

里甲制に關する主な研究には次のようなものがある。

岩見宏「明代地方財政の一考察」（研究三）

小畑龍雄「明初の地方制度と里甲制」（人文科學一の四）、「江南における里甲の編成について」（史林三九の二）、「浙江海鹽縣の里甲」（東方學報京都一八）、「明代鄉村の敎化と裁判」（東洋史研究一一の五・六）、「明代極初の老人制」（山口大學文學會誌一）、「里甲編成に關する諸問題」（山口大學文學會誌九の一）

栗林宣夫「里甲銀に關する考察」（東洋史學論集二）、「明代後期の農村と里甲制」（東洋史學論集四）

清水泰次「明初の民政」（東洋史研究一三の三）

清水盛光「中國の鄉村統治と村落」（社會構成史大系二）

松本善海「支那地方自治發達史明代」、「明代に於ける里制の創立」（東方學報東京一二の一）

山根幸夫「明代里長の職責に關する一考察」（東方學三）、「丁料と綱銀」（和田博士古稀記念東洋史論叢）

② 山根幸夫「十五・六世紀中國における賦役勞働制の改革—均徭法を中心として—」（史學雜誌六〇の一一）

③ 岩見宏「銀差の成立をめぐって—明代徭役の銀納化に關する一問題—」（史林四〇の五）

これらの外に徭役研究の早いものとして次のようなものがある。

清水泰次「明代に於ける役法の變遷」（史觀八）、「明代の税・役と詭寄」（東洋學報一七の三・四）、前掲和田清編「支那地方自治發達史明代」

④ この節は主として前掲註②山根論文、同じく註③岩見論文、同「支那地方自治發達史」明代の第三節「戸籍法の整備と里甲制」、第四節「銀の流通と一條鞭法」等によった。この外「明史食貨志譯註」役法の項を參照した。

⑤ 「鰥寡孤獨にして、役にたえざる者」であって、一里一百十戸の外において、これを「畸零戸」と名づけた。なお賦役黃冊編造に關しては太祖實錄洪武十四年正月の條、同洪武二十三年八月丙寅の條に詳しい。

⑥ 戸則が制定されたのは洪武十八年のこと（太祖實錄同年正月己卯の條）であるが、その時既に「三等九則」になっていたかどうかは不明である。しかし九等の戸則が相當早くから存在したことは前掲註②の山根論文四六頁に指摘されている。

⑦ 雜役の分類は山根氏の研究によった。前掲山根論文四七頁參照。

⑧ 均徭法の研究としては前掲山根論文が最も包括的なものである。均徭法に關しては全て氏の研究によった。

⑨ 明代中期において、徭役が里甲正役とともに、一般的には「四差」に分類されているが、それも地方によってかなり相違がある。特に華北では驛傳の役の一部や、民壯が均徭に含まれている場合が多く必ずしも「四差」になっていない。

猶、民壯について一言すれば、その設置は普通には正德十四年とされているが、地方的にはそれより早く民壯を募集した例がある。佐伯富「明清時代の民壯について」（東洋史研究一五の四）參照。その後嘉靖に入って「民兵」というもの

が徴募されるが、これは一應從來の民壯とは區別すべきもののようである。これについては岩見宏「明代の民壯と北邊防衛」（東洋史研究一九の二）參照。

⑩ 金花銀に關しては次のような研究がある。

清水泰次「明代における租稅銀納の發達」（東洋學報二二の三）、「中國近世社會經濟史、第三章折納」（西野書店）、堀井一雄「金花銀の展開」（東洋史研究五の二）

⑪ 各地方での均徭法の施行年代については前揭山根論文五〇—五一頁參照。

⑫ 均徭法において三等九則の戶則に從って徭役が課せられたことは山根氏も指摘しておられる（前揭論文五一頁）。また穀城山館文集卷三四、與撫臺宋公論賦役書にも「舊時、門・丁均徭は分ちて九則と爲す。……」とあり、又後出二三頁の門銀・丁銀の課稅額の表でも三等九則の戶則により稅額が決定されている點から、均徭冊に基づく「九則の法」であること明らかであろう。なお明史卷一六二に盛顯傳がある。

⑬ 前揭山根論文五〇頁參照。

⑭ 同山根論文五一頁。

⑮ 藤井宏「一條鞭法の一側面」（和田博士還曆記念東洋史論叢）參照。

⑯ 山東經會錄は隆慶五年、山東布政司により編纂刊行されたものである。これについては近く岩見氏が紹介されるはずである。猶、岩見氏からこの書物の貴重なネガを拜借、使用させていただいた。特にここに記して感謝の意を表したい。

⑰ 于愼行については明史卷二一七に傳がある。山東東阿縣の人、隆慶二年の進士、萬曆十七年より十九年迄禮部尙書。同三五年卒す。

穀城山館文集中のこの文は、明督撫年表によれば、宋公というのは宋應昌に違いなく、彼が山東巡撫であったのは、萬曆十七年より二十年の間であるから、恐らくこの頃に書かれたものに違いない。

⑱ 前揭註⑮論文五八二—五八三頁。梁方仲「一條鞭法」（中國近代經濟史研究集刊四の一）二〇頁參照。

⑲ 前揭藤井論文五八三頁參照。

⑳ 料價銀というのは上供物料の銀納化されたもののことであるが、これは華中・華南地方では普通は里長・甲首の負擔になっていた。但し華北ではむしろ均徭の銀差の中に公費と共に含まれているのが普通である。この點については第五節で述べる。なお上供物料・公費については山根幸夫「明代里長の職責に關する一考察」（東方學三）、「丁料と綱銀」（和田博士古稀記念論叢）。岩見宏「明代地方財政の一考察」（研究三）。栗林宣夫「里甲銀に關する考察」（東洋史學論集二）等參照。

㉑ この點に關しては第五節の後半部參照。

㉒ 穆宗實錄隆慶四年八月丙午の條に、山東巡撫梁夢龍等が賦役三事を上奏した文中、

一。正均徭原編之規。言。料價銀五萬三千餘兩。乃均徭正額。今派入地畝。偏累農家。拋荒流徙。……亦宜仍舊編還均徭。各州縣如數徵解。

とあり、戶部の覆奏をへて採可されている。この實錄の原文が山東經會錄の記事だと思われる。

㉓ 利病書は圖書集成局本を使用、四部叢刊本を併せ參照した。

㉔ この文は一條鞭法を論じたもので、穀城山館文集卷三四、與撫臺宋公論賦役書と全く同内容であり、字句に多少の異同があるのみである。

㉕ 前揭註②山根論文、同註③岩見論文。

㉖ 山東經會錄卷七、均徭因革上、嘉靖二十七年の記事に其歲辦粮銀。及撫按・河道・都察院・戶工分司官。皆奉使而來。布按貳司・鹽運司官。皆爲臺省而設。合用柴薪・馬夫・門・皂・庫子・禁子・脚夫之類。當以臺省州縣。酌量大小均派。謂之省派。各府與府衙學。合用柴薪・馬夫・門・皂・庫子・禁子・齋膳夫與夫境內驛遞所用館・庫・防夫。皆供臺府之用。王府合用齋郎・民校・民厨・藥材。皆取於分封之郡。水夫・路夫・泉夫。日費浩大。……此皆據各府所屬州縣酌量大小均派。謂之府派。

と説明されている。

㉗ 馬夫については、前揭岩見論文六一頁によった。

㉘ 第一表參照。

㉙ 前揭註㉖參照。

㉚ 前揭岩見論文六一頁參照。

萬曆會典卷二〇戶部賦役、洪武二十四年の令。太祖實錄洪武二十四年五月丁亥朔の條參照。

㉛ 前揭岩見論文五八頁、同山根論文四七—四八頁參照。

㉜ 第一表參照。

㉝ 前揭山根論文五二—五七頁參照。

㉞ 山東經會錄卷七、均徭因革上、嘉靖二十七年の記事。

㉟ 柴薪皂隷については前揭岩見論文五八—六一頁參照。齋夫・膳夫についても同六二頁に詳しい。

㊱ 前揭岩見論文六三頁參照。

㊲ 易州山廠については明史卷八二食貨志、柴炭の項、同卷七二職官志、工部の提督易州山廠の項、及び萬曆會典卷二〇五柴炭等によった。

㊳ 砍柴夫・擾柴夫については萬曆會典卷二〇六、工部二六のそれぞれの項によった。

㊴ 萬曆會典卷二〇六工部二六の擾柴夫の條。

㊵ 前揭同書卷二〇五工部二五、柴炭の各衙門年例柴炭の條、及び武宗實錄正德十二年十二月戊午の條。

㊶ 王府については布目潮渢「明朝の諸王政策とその影響」（史學雜誌五五の三・四・五）に詳しい。簡單には世界歷史辭典（平凡社）の明代「貴族と官僚」の項、加藤繁「中國の社會」（東洋思潮一四所收）等がある。

㊷ 萬曆會典卷五六禮部一四、王國禮二。

㊸ 利病書卷六一陝西七、平涼府志徭役に「曰養牲戶。曰樂舞生。曰齋郎。奉王祭也」とある。

㊹ 魯府は太祖の第十子荒王檀の王府。洪武三年山東兗州府に就藩、子孫が受繼いだ。明史卷一〇一、諸王表二參照。

㊺ 德府は英宗の第二子莊王見淳の王府。成化三年山東濟南府に就藩。子孫が受繼いだ。明史卷一〇四、諸王表五參照。

㊻ 衡府は憲宗の第七子恭王祐檳の王府。弘治十三年山東青州府に就藩、子孫が受繼いだ。明史卷一〇四、諸王表五參照。

㊼ 王府民校については萬曆會典卷一四四兵部二七、王府校尉の

條參照。

民厨については同書巻一一六禮部七四、王府典膳厨役の條によった。

明代王府が置かれたのは殆んど華北の地であったから、華北では王府齋郎・民校・民厨の三役は均徭内の主要な役目になっており、後には銀差内の役となった。

㊽

均徭の銀納化、即ち銀差の成立については本文二節で觸れたが、山根氏の見解と岩見氏の見解の間に本質的な點でかなり大きな相違がある。

山根氏はその成立について、代役制、貼戸の出銀、或いは聽差といった均徭法それ自體に銀納化する内的契機のあったこと、及び外的契機として力役よりも銀納の方が人民にとって容易であった、即ち銀納化が負擔輕減となったという社會政策的意味、それに弘治・正德年間には既に田賦の銀納化が全國的に普及していたという條件。それらの内的契機と外的契機とを明らかにされた。なお、銀差・力差の區別についても、遠役から銀納化されたこと、又より輕微な役から銀差に改められていった點、總じて徭役それ自身の性質を重要視されている。

これに對して岩見氏は、柴薪皂隷・馬夫・齋夫・膳夫の四役を銀差中の代表的なものとしてとりあげ、それぞれの役の銀納化の過程を檢討された結果、官僚の銀に對する欲求がこれらの役を銀納化させたもので、中央の命令によって一律に銀納化されたこと、從って銀差の成立に關しては山根氏の云われる内的契機も、外的契機としての社會政策的意味も認め難いとされた。又銀差・力差の區別も、役の輕重や、遠近が基準とはなり得ないことを主張されている。

岩見氏のあげられた四役、及び私が華北の場合としてここにあげた柴夫・齋郎・民校・民厨等の役の銀納化については、岩見氏の主張される官僚の銀に對する欲求という點が明らかに認められる。ただここでなお若干補足的な私見を述べるならば、例えば丘濬の大學衍義補巻三一制國用、傳算之籍に皂隷について

若夫皂隷之設。除監獄・守庫外。凡直廳・守門・跟隨者。皆可用雇役之法。而在兩京尤爲切要。今後各府州縣。簽皂隷解京者。于民間應役人戸。選其馴謹强健耐勞者。以身供監獄守庫之役。其餘跟隨・導從者。每戸俾其日出銀三分。以雇人代當。歲該銀十兩八錢。聞加其數。歲前類解兵部。分送各司。俾其自雇。凡予其雇工之直。須于按日當滿之後。……則彼不至逃負。如此則農夫遂耕穫之願。官府得使令之給。……

とあり、跟隨・導從即ち隨從の皂隷などは銀納雇役化した方が官府ではその役を確保できるし、農民は耕作を妨げられずに濟み一擧兩得だという意見が述べられている。これは單なる一個人の意見に過ぎないともいえるが、皂隷の中でも隨從皂隷や、とりわけ京班皂隷などは銀納雇役化した方が、耕作を放棄しないですむことになり、この一點からだけでも農民にとっては大きな救濟策となったのではなかろうか。

又柴夫については憲宗實錄成化九年十月乙亥の條に柴夫について述べ

今諸山採取殆盡。柴炭類輸銀價。

とあり、明史巻八二、食貨志柴炭の條にも柴炭の採取を述べて

弘治中。增至四千萬餘斤。轉運旣難。北直・山東・山西。乃悉輸銀以召商。

と記されている。柴夫が成化年間に銀納化されたことについては本文で述べたが、この場合などは同じく中央からの銀納化でも、官僚の銀要求とは少し事情が異るであろう。山場で農民を役使して柴炭を收取するよりも、商人に請負わせて上納させた方がより便法であるという事情が働いていたと思われる。

以上不十分な例しかあげ得ないが、これらの例のみから考えても、岩見氏の主張される官僚の銀要求が徭役銀納化の主要な契機であったことは認めるが、それだけでは十分な條件ではなく、やはりその際にも個々の役の持つ特殊性、又地方での具體的條件を考慮に入れるべきであろうと思う。

⑭ 世宗實錄嘉靖元年九月丙辰の條に

南京貴州道監察御史譚魯奏。河南・山東修河人夫。每歲以數十萬計。皆近河貧民。奔走窮年。不得休息。請令管河官通行合屬地方。均派上中二則人戶。徵銀顧役爲便。工部覆議。從之。

とある。

⑮ 但し、山東經會錄巻七、均徭因革上、嘉靖三十年の記事には但運司・各府庫子經收錢糧。禁子看守獄囚。干係匪輕。仍編力差。聽本身自當。

とあり、庫子・禁子のようにやや重要な役はなお從來通り實際に力役に服しており、嘉靖四十二年前後に銀納化されたようである。

⑯ 力差という語が最も早く使用されているのは陝西正德朝邑縣志（十四年修、清同治十三年重刊）で山根氏も引用（前揭論文五四頁）しておられるが、巻一田賦の條に

弘治以前。丁賦・力差。供歲足則止不派。……以後通取焉。所以然者。以用聽差者。聽差者差已足。無差而聽レ差也。聽差。官盡收銀而貯之庫。

とある。力差というのは銀差と相對應する名稱であるが、その成立から判斷して、弘治以前に陝西において單獨に力差という名稱が使用されていたとは考えられない。從ってここに云う力差は正德に入って一般に使用され出したであろう銀差・力差の力差という名稱を以ってそれ以前の徭役を說明したものと解される。なお力差という名稱は單獨に出來たものではないから、この地志が編纂された正德十四年頃には、陝西では力差に對する銀差という名稱も使用されていたと推察され、均徭が銀差・力差・聽差に分類されていたと解される。これは華北において銀差・力差という名稱の使用を推察せしめる最も早期のものである。同じく嘉靖澄城縣志（三十年修、清咸豐元年重刊）では徭役の分類に銀差・力差が使われている（巻一田賦志、丁賦）から、陝西では正德末頃からこの分類が行われていたと解してよい。

北直隸においては、嘉靖藁城縣志（十三年修、民國二十三年重刊）巻二財賦志、徭役の條に役目を記すのみで銀差・力

差という分類は行われていない。しかし嘉靖河間府志（十九年刊）巻八財賦志、徭役には力差・銀差・聽差という分類が行われており、以後の地志は全て銀差・力差という名稱を用いている。

河南では、嘉靖彰德府志（元年刊）巻四田賦志に銀賦・力賦なる語が使用されているが、これを銀差・力差と考えていいであろう。

山西については適切な例をあげることができない。以上にあげたのが地志による年代であるが、他に文集類によるに、嘉靖元年に上奏されたと解される萬鐩（彼は當時順天府尹）の「恤民隱均偏累以安根本重地方疏」（皇明經世文編巻一五一萬太宰奏疏）に、華北の均徭を說明して銀差・力差という名稱を用いている。又同十一、二年頃に書かれたと思われる何瑭の「均徭私議」（皇明經世文編巻一四四）を見ても、華北では均徭の分類に一般的に銀差・力差という名稱が用いられていたことがわかる。これらの例から考えて華北では嘉靖初年頃には普通に銀差・力差という名稱が使用されていたと考えていい。しかし山東に關してはそれを明示する史料がなく、他地域と較べてその使用が少し遲れたのではないかと想像される。

㊷ 公用銀というのは公費の一種で、この場合は州縣の官廳で使用する各種の費用、例えば心紅（いんにく）・紙劄等から油燭・柴炭等に使用される費用を指したものであろう。

㊸ 山東經會錄巻七、均徭因革上、嘉靖三十年の記事。

㊹ 山東における一條鞭法については襲城山館文集巻三四、與撫臺宋公論賦役書に、

> 敝邑所謂條鞭者。稅糧不分厰口。總收起解。差役則除去三等九則之名。止照丁・地編派。丁不論貧富。每丁出銀若干。地不論厚薄。每畝出銀若干。

とあり、その後文に

> 舊法。編派均徭。有丁銀・門銀而無地銀。……今去其門銀。而以地銀易之。

と述べられており、丁に課せられる銀が丁銀で、田地に課せられる銀が地銀であることがわかる。又利病書巻四二山東八、青州府志徭役の條に

> 吾州條鞭。以丁・地兼編。省去九則之名。

とあり、丁・地への徭役の課稅、卽ち丁銀・地銀の兩者を以って一條鞭法の成立とみなしている。これについては前揭註⑮藤井論文參照のこと。

㊺ これらの諸點については、近く山東經會錄の紹介を兼ねて、岩見氏が論考を發表されるはずである。

㊻ 萬曆萊州府志巻三徭役、掖縣の條。

㊼ 里甲夫馬とは驛傳の設備のない地方で里甲をその代用として役使したもの。山根氏「明代里長の職責に關する一考察」參照。

㊽ 例えば嘉靖固安縣志巻三、食貨志徭役。

㊾ 嘉靖河南通志巻九、民役。

㊿ 萬曆沁源縣志巻三、徭役。

(61) 嘉靖耀州志巻四、田賦志。

(62) 萬曆續朝邑縣志巻四、食貨志の均徭の分類は銀差・力差・里

甲歳徴銀となっており、里甲歳徴銀に註記して「以待賓旅」とある。従ってこの里甲銀は上司、過客通過の際の接待費のみを里甲が負擔していたと考えられる。その他の様々の公費は銀差中に含まれている。

(63) 同様な措置は嘉靖八年に廣東でも行われている。これについては山崎武治「一條鞭法の創行について」（立命館文學一五二）參照。

(64) 一條鞭法に關する研究には次のようなものがある。清水泰次「一條鞭法」（桑原博士還暦記念東洋史論叢）。「條鞭」（中國近世社會經濟史第四章）。和田清編「支那地方自治發達史明代」。鷲宮谷英夫「近世中國における賦役改革」（歴史評論一の二・三）。藤井宏「一條鞭法の一側面」（和田博士還暦記念東洋史論叢）。岩見宏「明の嘉靖前後における賦役改革について」（東洋史研究十の五）。梁方仲「一條鞭法」（中國近代經濟史研究集刊四の一）等。

(65) 山崎武治「一條鞭法の創行について」（立命館文學一五二）。

(66) 藤井宏「創行期の一條鞭法」（北海道大學文學部紀要九）

附記　本稿は昨一九六〇年十二月に提出した修士課程研究報告をまとめたものである。作製に當って田村實造教授の指導を賜った。又藤井宏氏、山根幸夫氏、岩見宏氏からいろいろな點について懇切な教示を受けた。ことに山根氏には史料調査に當って細かな注意と共に種々な便宜をとり計らっていただき、又論の進め方の上でも貴重な示唆を與えられた。岩見氏からは山東經會錄の貴重なネガを拜借、使用させていただいた上に、氏に先んじて小生がその貴重な史料を使用した小文を發表する機會を得た。ここに記してあつく感謝の意を表したい。

× 力差　⊗ 力差中にあって銀納になっているもの）

河南			山西			陝西			
彰德府	河南省	衞輝府	榮河縣	沁源縣	山西省	同官縣	華州	朝邑縣	韓城縣
嘉靖元	〃 35	萬曆 14	嘉靖 17	萬曆 36	崇禎 2	嘉靖 36	隆慶 6	萬曆 12	〃 45
(7)	○		(8)		○(9)				
	○	○		○	○	○	○	○	
				○	○				
	○	○		○	○	○	○	○	⊗
	○	○		○	○	○	○	○	⊗
	⊗								
	○	○		○	○	○	○	○	
	○	○		○	×	○	○	○	
	⊗								
×	⊗	⊗	×	⊗	×	×	×	×	⊗
×	⊗	⊗		⊗	×	×	×	×	⊗
×	⊗	⊗	×	⊗	×		○×	×	⊗
	○	○			×		×		
×			×	⊗	×			○×	
	⊗	⊗	×		×	×	×		
×	⊗	⊗		⊗	×			×	⊗
×	⊗	⊗		○⊗	×	×	×	×	⊗
×	⊗	⊗		⊗	×	×	○×	○×	
				⊗	×				
	⊗	⊗		○⊗					⊗
	⊗				×				
	○								
嘉靖彰德府志	〃 河南通志	萬曆衞輝府志	嘉靖榮河縣志	萬曆沁源縣志	崇禎山西通志	嘉靖耀州志	隆慶華州志	萬曆續朝邑縣志	〃 韓城縣志

(7)　力差の目があげられているのみである。

(8)　力役とあるのみ。

(9)　「以戶貲出者」,「以丁出役者」の分類が使用されている。前者を○，後者を×とした。なお役の人數をあげるのみで銀額が記されてないが，全て銀納化されていたと思う。

（第Ⅰ表） 明代華北各省別徭役分類表（○ 銀差

省名	山東				北直隸			
府州縣名	山東省	青州府	滕縣	掖縣	藁城縣	河間縣	眞定府	固安縣
年代(1)	嘉靖	〃	萬曆	〃	嘉靖	〃	〃	〃
役目(2)	12	44	13	32	13	19	28	44
齋郎	○(3)	○(4)			(5)	(6)		
柴薪夫	○	○		○			○	○
柴夫	○	○		○				○
廩給庫子	○	○						
齋夫	○	○	○	○	×		○	○
膳夫	○	○	○	○	×		○	○
牌夫	○						⊗	
路夫	○							
馬夫		⊗	○	○			○	○
民校		⊗	○					
民厨		⊗						
皂隸	×	⊗	⊗	○⊗	×	×	⊗	○⊗
門子	×	⊗	⊗	○⊗	×	×	⊗	⊗
庫子	×	⊗	○⊗	○⊗	×	×	○⊗	○⊗
館夫	×	⊗	○				○	⊗
防夫	×						⊗	⊗
弓兵	×	⊗	⊗	⊗		×	○⊗	⊗
鋪兵	×	⊗	⊗	⊗	×	×	⊗	⊗
禁子	×	⊗	⊗	○⊗	×	×	⊗	⊗
倉斗級	×	⊗	⊗	○	×	×	⊗	⊗
快手	×		○		×		⊗	×⊗
民壯	×	⊗	⊗	○⊗		×	⊗	⊗
鹽脚夫	×							
巡欄夫		⊗				×		
掃殿夫	×							
閘夫	×		⊗					⊗
溜夫	×		⊗					
撈淺夫	×							
守口夫	×							
壩夫	×		⊗					
泉夫	×		⊗					
典據	嘉靖山東通志	〃 青州府志	萬曆滕縣志	〃 萊州府志	嘉靖藁城縣志	〃 河間府志	〃 眞定府志	〃 固安縣志

註(1) 年代は典據にあげた各地志の編纂刊行年代である。

(2) この役目は本文でとりあげたもののみ，即ち山東通志と青州府志所載の役目である。從って地方によりなお若干加うべき役目が存在する。

(3)(4) この欄の役の分類は「以戶出貲出者」○，「以丁出役者」×とした。

(5) 銀差・力差の別なし。徭役とあるのみ。

(6) 力差の目のみで，銀差の目はあがっていない。

The Origin of Taxes in Silver in North China under the Ming

Kikuo Taniguchi

Under the Ming the first step toward tax payment in silver was realized in the form where certain specific corvées were replaced by paying in silver, but in the beginning this system was not practiced on a fixed standard; there were local differences. In this connection the author calls attention to the following two points; (1) in Shantung payment in silver was initiated in the form of *mên-yin* and (2) in North China, especially in Shantung, taxes in kind to the throne and taxes paid to the government agencies, which were in Middle and South China born by the local administrative units, became to be included in the *chün-yao* and later in the *mên-yin.*

Problems relating to the Religion of Yin

Michiharu Ito

The official diviners of the Yin Dynasty were recruited from among the diviners of the conquered states, and the study of those diviners' relations to the Yin Dynasty reveals that the power of the dynasty often fluctuated because the authority of the Yin rulers was derived from their position as commanders of the confedration of states. One of the most important functions and binding forces of the confederation was nature worship where spirits of mountains, rivers and other natural objects and phenomena were regarded as deities. As other states were forced to subject to Yin, their own deities were added to the pantheon of Yin under the supreme god of Yin, while the the diviners from other states were subject to the Yin ruler, thus making the religious hierarchy conform with the political. The fact that, whenever not many names of deities appear in oracle bones, proportionately oracle bones bearing Yin's foreign relations decrease, seems to give support to the above view.